平成２４年（フ）第１３３１号
名古屋市西区栄生２丁目２番20号　ロイヤルシティきくや703号
債務者　岡工務店こと　岡　　広繁
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　洋嗣
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午後１時25分
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５９号
鹿児島県日置市吹上町永吉1198番地
債務者　神之門秀人
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　哲也
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
青森県むつ市緑町23番８号
債務者　藤澤　　昇
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　　純
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
青森県十和田市ひがしの２丁目13番43号
債務者　立﨑　利幸
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　典子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第７３号
青森県三沢市大字三沢字南山89―８、住民票上の住所青森県三沢市下久保１丁目１番地３号
債務者　西村　盛司
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　秀明
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第６７３号
広島市西区三篠町３丁目12番18―704号　第２ベルビィ三篠
債務者　玉川　忠義
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩木　孝和
4　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
鹿児島県姶良市平松7546番地112
債務者　金山　公教
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新納　幸辰
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
山口県宇部市大字妻崎開作470番地３、住民票上の住所山口県宇部市大字川上420番地123
債務者　岩崎　　努
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋村　慎二
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１６２号
神戸市西区学園西町７丁目３番地724―102号
債務者　堀内　晴夫
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　勇樹
4　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
熊本県玉名市横島町横島8188番地
債務者　友田　道郎
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３５号
香川県坂出市府中町5001番地９
債務者　松岡　伸治
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　明治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第６６号
香川県坂出市江尻町1212番地
債務者　宮本　康子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋月　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３０号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦5096―31　マンション安土15号室、前住所滋賀県近江八幡市十王町71―１パティオ21　Ⅱ番館102号、住民票上の住所滋賀県東近江市三津屋町11番地18
債務者　岩崎工業こと　岩崎　義次
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６４号
岩手県花巻市東宮野目第13地割121番地
債務者　川村　尚宏
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　文郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部